

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和3年下妻市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（設置抑制区域）

第3条 条例第6条第2項に規定する規則で定める設置抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

（事前協議）

第4条 条例第7条の規定による事前協議は、事前協議申出書（様式第1号）に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

（実施協議）

第5条 条例第10条第1項の規定による実施協議は、実施協議申出書（様式第2号）に、別表第3に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、実施協議事項変更申出書（様式第6号）に別表第3に掲げる図書のうち変更に係る図書を添えて行うものとする。

（協議終了の通知）

第6条 条例第11条第1項の規定による通知は、実施協議終了通知書（様式第7号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、工事着手届出書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める標識は、様式第9号によるものとする。

（適正な設置）

第8条 条例第13条の規則で定める事項は、別表第4に掲げるものとする。

（工事完了等の届出）

第9条 条例第14条第1項の規定による届出は、工事（中止・再開）届出書（様式第10号）又は工事完了届出書（様式第11号）により行うものとする。

(適正な維持管理)

第10条 条例第15条に規定する規則で定める適正な維持管理とは、別表第5に掲げるものをいう。

(発電事業の変更)

第11条 条例第16条の規定による届出は、発電事業変更届出書(様式第13号)により行うものとする。

(発電事業の廃止)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、発電事業廃止届出書(様式第14号)により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、様式第15号によるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第14条 条例第20条第1項の助言又は指導は、助言(指導)通知書(様式第16号)により行うものとする。

2 条例第20条第2項の勧告は、勧告書(様式第17号)により行うものとする。

3 条例第20条第3項の規定による報告は、是正報告書(様式第18号)により行うものとする。

(公表)

第15条 条例第21条第1項の規定による公表は、下妻市公告式条例(昭和29年下妻市条例第3号)で定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第19号)により行うものとする。

3 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第20号)により行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年 月 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の日前に着手している設置事業及びこの規則の施行の際現に実施している発電事業については、この規則の規定は適用しない。

別表第 1 (第 3 条関係)

設置抑制区域	関係法令等
農用地区域 第 1 種農地	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 5 8 号) 農地法 (昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号)
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法 (昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 5 7 号)
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号)
国指定の重要文化財、有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物に係る区域	文化財保護法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)
県指定の有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物に係る区域	茨城県文化財保護条例 (昭和 5 1 年茨城県条例第 5 0 号)
市指定の有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物に係る区域	下妻市文化財保護条例 (昭和 5 1 年下妻市条例第 3 1 号)
条例違反等による是	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (平成

正措置が未完了である区域	15年茨城県条例第67号) 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年下妻市条例第13号）
火薬類製造施設等の近隣区域（発電出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備に限る。）	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

別表第2（第4条関係）

添付図書	図面記載事項	備 考
位置図	(1) 事業区域の位置	縮尺10,000分の1以上
案内図	(1) 事業区域の範囲 (2) 工事車両進入路 (3) 地域住民等への説明範囲	住宅地図 縮尺2,500分の1以上
公図の写し	(1) 事業区域の範囲 (2) 事業区域に隣接する土地の所有者	
事業区域内の土地及び建物の登記事項証明書の写し		
土地利用現況図	(1) 事業区域の形状及び寸法（境界杭等の位置） (2) 事業区域と接続する道路の名称、位置、形状及び幅員 (3) 事業区域に隣接する公共施設の名称、位置及び形状	縮尺1,000分の1以上

	(4) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の現況高及び基準点（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合）	
その他市長が必要と認める 図書		

別表第 3（第 5 条関係）

添付図書	図面記載事項	備 考
事業者の住民票の写し （法人等にあつては、登記 事項証明書、定款及び事業 経歴書）		3 か月以内に発行したもの
工事施工者の住民票の写し （法人等にあつては、登記 事項証明書）		3 か月以内に発行したもの
位置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の位置	縮尺 1 0 , 0 0 0 分の 1 以 上
公図の写し	(1) 事業区域の範囲 (2) 隣接地の土地所有者	3 か月以内に発行したもの
境界確定図	(1) 事業区域の地番 (2) 事業区域に隣接する土 地の地番 (3) 事業区域の境界杭等の 位置及び写真 (4) 境界立会い証明書等	縮尺 5 0 0 分の 1 以上
求積図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の面積の求積	縮尺 5 0 0 分の 1 以上

	に必要な寸法及び算式	
事業区域及び事業区域に隣接する土地の土地所有者一覧	(1) 地番、台帳地目、現況地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所	
事業区域内の土地及び建物の登記事項証明書の写し		3 か月以内に発行したもの
事業区域の土地及び建物の使用権が確認できるもの	(1) 賃貸借契約書、売買契約書等	
配置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の形状及び寸法 (3) 事業区域と接続する道路名、形状及び幅員 (4) 太陽光発電設備の位置及び形状 (5) 太陽光発電設備から事業区域境界線までの距離 (6) 敷材の種類及び敷設位置 (7) 工作物（柵塀、擁壁等）の位置及び種類 (8) 送電に係る電柱の位置 (9) 事業区域の出入口の位置 (10) 設置事業及び発電事業に関する標識の位置 (11) その他市長が記載する必要があると認める事項	縮尺 1， 0 0 0 分の 1 以上
仕様書、構造図及び立面図	(1) 太陽光発電設備	

	(2) 架台及び架台基礎 (3) 敷材 (4) 工作物（柵塀、擁壁等） (5) その他市長が必要と認める資機材	
土地造成計画平面図	(1) 方位及び縮尺 (2) 事業区域の形状及び寸法 (3) 事業区域と接続する道路の形状及び幅員 (4) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の現況高、計画高及び基準点 (5) 盛土及び切土箇所（色分け） (6) 造成後の事業区域の勾配 (7) 雨水及び土砂流出防止のための工作物の位置、種類及び形状 (8) 擁壁、崖及びのり面の位置及び形状（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合） (9) 擁壁、崖及びのり面から工作物までの距離（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合）	縮尺 1，000 分の 1 以上

	(10) その他市長が記載する 必要があると認める事項	
土地造成計画断面図 (縦断面図及び横断面図)	(1) 事業区域及び事業区域 に隣接する土地の現況高 及び計画高 (2) 切土、盛土箇所（色分 け） (3) 雨水及び土砂流出防止 のための工作物の位置、 種類、形状及び高さ (4) のり面勾配角度（崖又 はのり面が事業区域に含 まれる場合） (5) 保護措置（擁壁等）の 位置、形状及び高さ（擁 壁等を設置する場合）	縮尺 1 0 0 0 分の 1 以上 縦断面図は 4 0 メートルごと に測点を設けること。 横断面図は 2 0 メートルごと に測点を設けること。
給水及び排水計画図	(1) 雨水計算書 (2) 雨水処理の方法 (3) 浸透施設の位置、種類 及び形状 (4) 放流先の位置及び許可 書等（雨水又は汚水を放 流する場合） (5) その他市長が記載する 必要があると認める事項	
太陽光発電設備設置事業に 関する関係法令手続確認書 (様式第 3 号)		
隣接関係者説明報告書（様		

式第 4 号)		
地域住民説明報告書（様式第 5 号）	(1) 説明範囲 (2) 説明資料 (3) 説明会出席者名簿 (4) 説明会会議録	住宅地図
維持管理計画書	(1) 太陽光発電設備の保守点検計画 (2) 事業区域内の管理（除草等）計画 (3) 災害発生時などの緊急連絡体制及び緊急時対応マニュアル	
撤去及び廃棄物処理計画	(1) 廃棄物の処理方法 (2) 撤去及び廃棄費用 (3) 撤去開始予定日 (4) 完了予定日	
資金計画書	(1) 設置事業工事見積書 (2) 資力があることを証する図書 (3) 発電事業収支計画	
再生可能エネルギー発電事業計画認定書の写し		
その他市長が必要と認める図書		

別表第 4（第 8 条関係）

区分	設置基準
防災及び安全への配慮	長期にわたって確実な防災及び安全対策を講じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるよう配慮すること。

(1) 切土又は盛土工事の安全対策	ア 土砂の移動量（切土及び盛土の合計量）は必要最小限度とし、事業区域内の地形及び土地の形質の変更を最小限度にとどめること。 イ 崖又はのり面の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その崖又はのり面の反対方向に雨水その他地表水が流れるように勾配が設けられていること。 ウ 切土をする場合には、切土した後の地盤に滑りやすい土層のあるときは、その地盤に滑りが生じないよう安全確保のための措置を講ずること。 エ 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、締固め等の措置を講ずること。 オ 切土又は盛土により事業区域を造成する場合には、茨城県開発行為の技術基準（以下「技術基準」という。）１４．切土・盛土の基準を満たす段切り等の措置を講ずること。
(2) 崖地対策	ア 事業区域内にある崖が技術基準１５．擁壁等に規定する擁壁を要する勾配の下限以上の場合には、技術基準１５．擁壁等の基準を満たす擁壁で覆われていること。 イ 崖又はのり面が技術基準１５．擁壁等に規定する擁壁を要しない勾配の上限以下の場合には、石張り又は芝張り等の保護対策がされていること。
(3) 雨水排水対策	ア 原則として事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とすること。 イ 事業区域内の雨水は敷地内処理を行うこと。この場合の処理方法は、茨城県の雨水浸透施設技術基準によるものとする。 ウ 調整池を設置する場合は、茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説によるものとする。
(4) 適切な敷材の使	ア 事業区域内の敷材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

用	(昭和45年法律第137号)、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反しない適切な敷材を使用すること。
(5) 柵塀等の設置	ア 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 イ 柵塀等については、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。
市街地等に設置する場合の配慮	市街地や住宅密集地等では生活環境、景観等をめぐるトラブルが発生しやすいことから、事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。
(1) 生活環境の保全	ア 住宅等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音振動、熱及び反射光等に配慮し、隣接関係者及び地域住民と協議の上、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更及び傾きの調整等）を講じること。 イ 道路沿いに太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。 ウ 事業区域に隣接する道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から2メートル（片側が崖地等の場合は当該崖地の境界から4メートル）の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。
(2) 良好な景観の形成	ア 市街地、住宅密集地等の景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 イ 太陽光発電設備は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。

別表第 5（第 10 条関係）

区分	管理基準
適正な維持管理	太陽光発電施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電設備及びその周辺を確認し、適正に対処すること。
(1) 太陽光発電設備	ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）で定める保安規定等に基づき、定期的に保守点検を行うこと。
(2) 事業区域	ア 定期的に清掃及び除草を行い、適正に管理すること。 イ 薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、市、隣接関係者及び地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。
(3) 標識の設置	ア 災害の発生、太陽光発電設備の故障等、緊急の場合に事業者に連絡を取ることができるよう様式第 12 号による標識を事業区域内の見やすい場所に設置すること。
(4) 異常発生時の対応	ア 周辺環境に影響を及ぼす太陽光発電設備の異常（破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及び地域住民に報告すること。
(5) 災害発生時の対応	ア 落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していたとき及び周辺環境に影響を及ぼしていたときは、速やかに対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及び地域住民に報告すること。
(6) 緊急対応マニュアルの作成	ア 異常又は災害が発生した場合に速やかに対処することができるよう、あらかじめ緊急時連絡網及び緊急対応マニュアルを作成すること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

事前協議申出書

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により、次のとおり事前協議を申し出ます。

施設名称	
設備 I D	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
事業区域内の抑制区域の有無	有 区域名（ ） ・ 無
総発電出力（キロワット）	kW
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日
隣接関係者への説明予定年月日	年 月 日
隣接関係者への周知方法	
地域住民への説明予定年月日	年 月 日
地域住民への周知方法	
地域住民への周知範囲	
添付図書	別表第 2 に掲げる図書

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

実施協議申出書

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり実施協議を申し出ます。

1 事業概要

施設名称		
設備 I D		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
総発電出力（キロワット）		kW
発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先（担当者名）	
工事施工者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先（担当者名）	
工事着手予定日		年 月 日
工事完了予定日		年 月 日
運転開始予定日		年 月 日

2 維持管理計画書

(1) 第三者の侵入防止に関する事項

フェンスの種類及び高さ	
出入口の施錠措置	
維持管理に関する標識の内容	

(注) 必要に応じて図面を添付すること。

(2) 太陽光発電設備の保守点検に関する事項

保守点検（年間）	内容	
	時期	
保守点検業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先（担当者名）	
保守点検で異常があった場合の対応		

(3) 事業区域内の清掃及び除草に関する事項

清掃時期（年間）	施設	
	敷地	
除草剤の使用（年間）	時期	
	周知方法	
	除草剤名	
	散布範囲	
	飛散対策	

(4) 苦情、紛争及び災害発生時の体制

苦情、紛争及び災害発生時の連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
市への連絡方法		
地域住民等への連絡方法		

3 撤去及び廃棄物処理計画

耐用年数	太陽光パネル		
	パワーコンディショナー		
	キュービクル		
	蓄電池		
	その他		
耐用年数 経過後の 計画	交換 ・ 修繕	計画	
		時期	
	撤去 ・ 廃棄	計画	
		時期	
		処分先	
		費用	

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

1 事業区域に関する関係法令の該当の有無

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号） 第 2 3 条第 1 項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 4 条に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(3) 工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号）第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法 律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 1 0 条に規 定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(5) 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 2 に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(6) 森林法第 1 0 条の 8 に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(7) 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条 及び第 5 条に規定する許可の申請又は届出	有・無	担当課 申請・届出年月日
(8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 2 項に規定する計	有・無	担当課 照会年月日

画の変更		
(9) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条に規定する区域の指定	有・無	担当課 照会年月日
(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項に規定する区域の指定	有・無	担当課 照会年月日
(11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する区域の指定	有・無	担当課 照会年月日
(12) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(13) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(14) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(15) 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年下妻市条例第13号）第7条に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(16) 下妻市土採取事業規制条例（昭和62年下妻市条例第13号）第5条に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(17) 騒音規制法（昭和48年法律第98号）第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(18) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(19) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条又は第32条に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(20) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予	有・無	担当課

防条例（昭和４９年条例第１１号）第４４条に 規定する届出		届出年月日
---------------------------------	--	-------

２ その他

法令名	該当の有無	担当課等
市長が特に必要と認めるもの ()	有・無	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

隣接関係者説明報告書

隣接関係者に対して説明を実施したので、次のとおり報告します。

施設名称	
事業区域の所在地	
説明を行った日時	年 月 日（ 回目） 時 分
説明を行った場所	
説明実施者	
説明の状況（内容）	
隣接関係者の意見、要望等の内容	
隣接関係者の意見、要望等に対する事業者からの回答の内容	

上記の報告については、事実と相違ありません。

年 月 日

下妻市長 様

隣接関係者 住 所

氏 名

電話番号



様式第5号（第5条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

地域住民説明報告書

地域住民に対して説明を実施したので、次のとおり報告します。

施設名称	
事業区域の所在地	
説明方法	説明会・個別訪問・ポスティング・その他（ ）
説明人数	人
説明実施者	
説明の状況（内容）	
近隣住民の意見、要望等の内容	
近隣住民の意見、要望等に対する事業者からの回答の内容	
添付資料	
(1) 説明範囲（住宅地図）	
(2) 配布資料	
(3) 説明先名簿又は説明会出席者名簿	
(4) 説明会を開催した場合にあっては、説明会会議録	

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

実施協議事項変更申出書

実施協議の内容に変更が生じたので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり再協議を申し出ます。

1 事業概要

施設名称		
設備 I D		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
総発電出力（キロワット）		kW
発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先（担当者名）	

2 変更する事項

変更をしようとする項目	変更前	変更後

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



実施協議終了通知書

次の事業について協議が終了したので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

1 事業概要

施設名称		
事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
事業区域	所在地	
	面積	m ²
太陽光発電設備の出力		kW

2 市の意見

--

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

工事着手届出書

設置事業に係る工事に着手するので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設名称		
事業区域の所在地		
工事着手年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
工事施工者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先（担当者名）	

様式第 9 号（第 7 条関係）

太陽光発電設備設置事業のお知らせ		
事業区域の所在地		
事業区域の面積		m ²
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	担当者名	
	連絡先	
工事施工者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	担当者名	
	連絡先	
標識設置年月日		年 月 日
緊急時連絡先 1		
緊急時連絡先 2		

（設置上の注意）

設置事業に着手する 30 日前から事業区域内の見やすい場所に設置すること。

様式第 10 号（第 9 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所
氏 名
電話番号

工事（中止・再開）届出書

設置事業に係る工事を（中止・再開）するので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設名称		
事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
事業区域の所在地		
太陽光発電設備の出力		kW
工事を（中止・再開）する理由		

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所
氏 名
電話番号

工事完了届出書

設置事業に係る工事が完了したので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設名称		
事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
事業区域の所在地		
太陽光発電設備の出力		kW
工事完了の日		年 月 日
発電設備の運転開始予定日		年 月 日

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づく標識 （固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備）		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	
	設備 I D	
	所在地	
	発電出力	kW
再生可能エネルギー 発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先	
保守点検責任者	事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先	
緊急時連絡先	連絡先	
	担当者名	
発電事業期間		年 月 日 から 年 月 日 まで （ 年間）

※看板の大きさは、縦 5 0 センチメートル以上、横 5 0 センチメートル以上とする。

様式第 13 号（第 11 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

発電事業変更届出書

発電事業に変更があったので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設名称			
事業区域の所在地			
太陽光発電設備の出力		kW	
区分		新	旧
事業者	事業者名		
	代表者名		
	住所		
	担当者、連絡先		
保守点検業者	事業者名		
	代表者名		
	住所		
	担当者、連絡先		
その他の変更			
変更理由			
変更年月日		年 月 日	

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

発電事業廃止届出書

発電事業を廃止したので、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設名称	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
発電設備の廃止年月日	年 月 日
発電設備の処理方法等	

様式第 15 号（第 13 条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
氏 名	
生年月日	
この者は、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 19 条第 2 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
下妻市長	印

※寸法 縦 55 mm・横 90 mm

注 意 事 項
1 この証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 2 立入調査に従事するときは、この証明書を携帯し、立入検査の際、関係人にこれを提示すること。 3 立入調査員でなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還すること。
下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋） 第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査を行わせ、又は関係人に質問させることができる。 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 16 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



助言（指導）通知書

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり助言（指導）します。

施設名称	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
助言（指導）内容	

様式第 17 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



勸 告 書

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり勧告します。

施設名称	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告内容	

様式第 18 号（第 14 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所
氏 名
電話番号

是 正 報 告 書

年 月 日付けで助言、指導又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので、次のとおり報告します。

施設名称	
事業区域の所在地	
助言、指導又は勧告の内容	
措置内容	

第 号
年 月 日

様

下妻市長



意見を述べる機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、 年 月 日付け第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条第 2 項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合は、次の事項を公表します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所 (法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
事業の内容	
助言、指導又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第 20 号（第 15 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

公表に関する意見書

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

施設名称	
事業区域の所在地	
公表の原因となった 事項についての意見	
その他当該事案への 意見	

※意見書は、証拠書類等を添付して提出することができます。